

【専任規制】

○専任規制とは、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（１人１現場の紐付け等）を求めている規制

○phaseの考え方は、以下のとおり

phase 1：法令等において、「専任」を明記、あるいは法令には明記がないがガイドラインや運用等により実質的に義務化しているもの

phase 2：デジタル技術の活用等により、専任規制が緩和されているもの（一定の条件を満たすことにより兼任が許容されているものも含む）

phase 3：専任規制を課していないもの

No	対象法令、告示、通達等	規制等の内容概要	phase	備考	所管課	公表日
1	救急救命士学校養成所指定規則第4条第1項第4号	救急救命士学校養成所における教員（医師等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	地域医療計画課	令和5年3月31日
2	救急救命士学校養成所指定規則第4条第1項第5号	救急救命士学校養成所における教員（業務経験5年以上の救急救命士等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	地域医療計画課	令和5年3月31日
3	救急救命士学校養成所指定規則第4条第1項第12号	救急救命士学校養成所における事務職員の専任	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の養成所等の事務職員として、勤務することを妨げていない。	地域医療計画課	令和5年3月31日
4	救急救命士学校養成所指定規則第4条第2項第4号	救急救命士学校養成所における教員（医師等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	地域医療計画課	令和5年3月31日
5	救急救命士学校養成所指定規則第4条第3項第4号	救急救命士学校養成所における教員（医師等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	地域医療計画課	令和5年3月31日
6	診療放射線技師学校養成所指定規則第2条第4号	診療放射線技師学校養成所における教員（診療放射線技師等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
7	診療放射線技師学校養成所指定規則第2条第5号	診療放射線技師学校養成所における教員（業務経験5年以上の診療放射線技師）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
8	診療放射線技師学校養成所指定規則第2条第12号	診療放射線技師学校養成所における事務職員の専任	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の事務職員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日

9	臨床検査技師学校養成所指定規則第2条第4号	臨床検査技師学校養成所における教員（診療放射線技師等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
10	臨床検査技師学校養成所指定規則第2条第5号	臨床検査技師学校養成所における教員（業務経験5年以上の診療放射線技師）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
11	臨床検査技師学校養成所指定規則第2条第11号	臨床検査技師学校養成所における事務職員の専任	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の事務職員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
12	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第2条第1項第4号	理学療法士学校養成施設における教員（理学療法士）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
13	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第2条第2項第4号	理学療法士学校養成施設における教員（理学療法士）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
14	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第3条第1項第3号	作業療法士学校養成施設における教員（作業療法士）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
15	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第3条第2項第3号	作業療法士学校養成施設における教員（作業療法士）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
16	視能訓練士学校養成所指定規則第2条第1項第4号	視能訓練士学校養成所における教員（機能訓練士等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
17	視能訓練士学校養成所指定規則第2条第1項第5号	視能訓練士学校養成所における教員（5年以上業務に従事した機能訓練士）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
18	視能訓練士学校養成所指定規則第2条第1項第12号	視能訓練士学校養成所における事務職員の専任	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の事務職員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
19	視能訓練士学校養成所指定規則第2条第2項第4号	視能訓練士学校養成所における教員（機能訓練士等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日

20	視能訓練士学校養成所指定規則第2条第2項第5号	視能訓練士学校養成所における教員（5年以上業務に従事した機能訓練士）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
21	言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第1項第4号	言語聴覚士学校養成所における教員（医師等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
22	言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第1項第5号	言語聴覚士学校養成所における教員（業務経験5年以上の言語聴覚士）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
23	言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第1項第12号	言語聴覚士学校養成所における事務職員の専任	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の事務職員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
24	言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第2項第4号	言語聴覚士学校養成所における教員（医師等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
25	言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第2項第5号	言語聴覚士学校養成所における教員（業務経験5年以上の言語聴覚士）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
26	言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第3項第3号	言語聴覚士学校養成所における教員（医師等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
27	言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第3項第4号	言語聴覚士学校養成所における教員（業務経験5年以上の言語聴覚士）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
28	臨床工学技士学校養成所指定規則第4条第1項4号	臨床工学技士学校養成所における教員（医師等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
29	臨床工学技士学校養成所指定規則第4条第1項5号	臨床工学技士学校養成所における教員（業務経験5年以上の臨床工学技士）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
30	臨床工学技士学校養成所指定規則第4条第1項12号	臨床工学技士学校養成所における事務職員の専任	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の事務職員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日

31	臨床工学技士学校養成所指定規則 第4条第2項4号	臨床工学技士学校養成所における 教員（医師等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
32	臨床工学技士学校養成所指定規則 第4条第2項5号	臨床工学技士学校養成所における 教員（業務経験5年以上の臨床 工学技士）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
33	臨床工学技士学校養成所指定規則 第4条第3項4号	臨床工学技士学校養成所における 教員（医師等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
34	臨床工学技士学校養成所指定規則 第4条第3項5号	臨床工学技士学校養成所における 教員（業務経験5年以上の臨床 工学技士）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
35	義肢装具士学校養成所指定規則第4 条第1項第4号	義肢装具士学校養成所における 教員（医師又は義肢装具士）の 専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
36	義肢装具士学校養成所指定規則第4 条第1項第5号	義肢装具士学校養成所における 教員（業務経験5年以上の義肢 装具士等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
37	義肢装具士学校養成所指定規則第4 条第1項第11号	義肢装具士学校養成所における 事務職員の専任	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の 事務職員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
38	義肢装具士学校養成所指定規則第4 条第2項第4号	義肢装具士学校養成所における 教員（医師又は義肢装具士）の 専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
39	義肢装具士学校養成所指定規則第4 条第2項第5号	義肢装具士学校養成所における 教員（業務経験5年以上の義肢 装具士等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
40	義肢装具士学校養成所指定規則第4 条第3項第4号	義肢装具士学校養成所における 教員（医師又は義肢装具士）の 専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
41	義肢装具士学校養成所指定規則第4 条第3項第5号	義肢装具士学校養成所における 教員（業務経験5年以上の義肢 装具士等）の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日

42	あん摩マツサージ指圧師、はり師 及びきゅう師に係る学校養成施設 認定規則第2条第4号	あん摩マツサージ指圧師学校養 成所における学校又は養成施設 の長の専任	3	その養成施設において管理の任に当たることができる者として専 任するが、別の養成施設等の教員等として、勤務することを妨げ ていない。	医事課	令和5年3月31日
43	あん摩マツサージ指圧師、はり師 及びきゅう師に係る学校養成施設 認定規則第2条第5号	あん摩マツサージ指圧師学校養 成所における教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員と して、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
44	あん摩マツサージ指圧師、はり師 及びきゅう師に係る学校養成施設 認定規則第2条第7号	あん摩マツサージ指圧師学校養 成所における教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員と して、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
45	あん摩マツサージ指圧師、はり師 及びきゅう師に係る学校養成施設 認定規則第2条第17号	あん摩マツサージ指圧師学校養 成所における事務職員の専任	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の 事務職員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
46	柔道整復師学校養成施設指定規則 第2条第4号	柔道整復師学校養成所における 学校又は養成施設の長の専任	3	その養成施設において管理の任に当たることができる者として専 任するが、別の養成施設等の教員等として、勤務することを妨げ ていない。	医事課	令和5年3月31日
47	柔道整復師学校養成施設指定規則 第2条第5号	柔道整復師学校養成所における 教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員と して、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
48	柔道整復師学校養成施設指定規則 第2条第7号	柔道整復師学校養成所における 教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員と して、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
49	柔道整復師学校養成施設指定規則 第2条第17号	柔道整復師学校養成所における 事務職員の専任	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の 事務職員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年3月31日
50	歯科衛生士学校養成所指定規則第 2条第4号	歯科衛生士学校養成所における 教員（歯科医師）の配置	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の 事務職員として、勤務することを妨げていない。	歯科保健課	令和5年3月31日
51	歯科衛生士学校養成所指定規則第 2条第4号の2	歯科衛生士学校養成所における 教員（歯科医師又は歯科衛生 士）の配置	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の 事務職員として、勤務することを妨げていない。	歯科保健課	令和5年3月31日
52	歯科衛生士学校養成所指定規則第 2条第4号の3	歯科衛生士学校養成所における 教員（業務経験4年以上の歯科 衛生士）の配置	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の 事務職員として、勤務することを妨げていない。	歯科保健課	令和5年3月31日

53	歯科技工士学校養成所指定規則第2条第4号	歯科技工士学校養成所における教員（歯科医師又は歯科技工士）の配置	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の事務職員として、勤務することを妨げていない。	歯科保健課	令和5年3月31日
54	保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第2条第4号	保健師学校養成所の配置教員の配置	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	看護課	令和5年3月31日
55	保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第2条第10号	保健師学校養成所の配置事務職員の配置	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の事務職員として、勤務することを妨げていない。	看護課	令和5年3月31日
56	保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第3条第4号	助産師学校養成所の配置教員の配置	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	看護課	令和5年3月31日
57	保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第3条第10号	助産師学校養成所の配置教員事務職員の配置	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の事務職員として、勤務することを妨げていない。	看護課	令和5年3月31日
58	保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第4条第1項第4号	看護師学校養成所の配置教員の配置	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	看護課	令和5年3月31日
59	保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第4条第1項第10号	看護師学校養成所の配置教員事務職員の配置	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の事務職員として、勤務することを妨げていない。	看護課	令和5年3月31日
60	保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第4条第2項第4号	看護師学校養成所（2年課程）の配置教員の配置	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	看護課	令和5年3月31日
61	保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第4条第2項第10号	看護師学校養成所（2年課程）の配置事務職員の配置	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の事務職員として、勤務することを妨げていない。	看護課	令和5年3月31日
62	保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第4条第3項第4号	看護師学校養成所（高等学校、高等学校専攻科）の配置教員の配置	3	その分野の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の事務職員として、専任することを妨げていない。	看護課	令和5年3月31日
63	保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第4条第3項第10号	看護師学校養成所（高等学校、高等学校専攻科）の配置事務職員の配置	3	その分野の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の事務職員として、専任することを妨げていない。	看護課	令和5年3月31日

64	保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第5条4号	准看護師学校養成所の配置教員の配置	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	看護課	令和5年3月31日
65	保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第5条10号	准看護師学校養成所の配置事務職員の配置	3	その養成所の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の事務職員として、勤務することを妨げていない。	看護課	令和5年3月31日
66	医療法施行規則第9条の25第2号ロ	臨床研究中核病院における特定臨床研究の実施の支援に係る業務に従事する者の専任	2	通知（※）第5の4(2)イ及び第6において示されている事項を踏まえた上での兼務は妨げられていない。 ※「医療法の一部改正（臨床研究中核病院）の施行等について」（平成27年3月31日医政発0331第69号：令和3年9月9日）	研究開発政策課	令和5年3月31日
67	医療法施行規則第9条の25第3号ロ	臨床研究中核病院における統計的な解析等に用いるデータの管理を行う者の専任	2	通知（※）第5の4(3)イ及び第6において示されている事項を踏まえた上での兼務は妨げられていない。 ※「医療法の一部改正（臨床研究中核病院）の施行等について」（平成27年3月31日医政発0331第69号：令和3年9月9日）	研究開発政策課	令和5年3月31日
68	医療法施行規則第9条の25第4号イ	臨床研究中核病院における特定臨床研究において用いられる医薬品等の管理を行う者の専任	2	通知（※）第5の4(4)ア及び第6において示されている事項を踏まえた上での兼務は妨げられていない。 ※「医療法の一部改正（臨床研究中核病院）の施行等について」（平成27年3月31日医政発0331第69号：令和3年9月9日）	研究開発政策課	令和5年3月31日
69	医療法施行規則第9条の25第4号ロ	特定臨床研究に係る安全管理を行う者の専任	2	通知（※）第5の4(4)イ及び第6において示されている事項を踏まえた上での兼務は妨げられていない。 ※「医療法の一部改正（臨床研究中核病院）の施行等について」（平成27年3月31日医政発0331第69号：令和3年9月9日）	研究開発政策課	令和5年3月31日
70	医療法施行規則第9条の25第7号イ	臨床研究中核病院における知的財産の管理及び技術の移転に係る業務を行う者の専任	2	通知（※）第5の4(7)ア及び第6において示されている事項を踏まえた上での兼務は妨げられていない。 ※「医療法の一部改正（臨床研究中核病院）の施行等について」（平成27年3月31日医政発0331第69号：令和3年9月9日）	研究開発政策課	令和5年3月31日
71	医療法施行規則第22条の6第1項第4号	臨床研究中核病院における臨床研究の実施に係る支援を行う業務に関する相当の経験及び識見を有する者の専任	2	通知（※）第6において示されている事項を踏まえた上での兼務は妨げられていない。 ※「医療法の一部改正（臨床研究中核病院）の施行等について」（平成27年3月31日医政発0331第69号：令和3年9月9日）	研究開発政策課	令和5年3月31日

72	医療法施行規則第22条の6第1項第5号	臨床研究中核病院における臨床研究に関するデータの管理に関する相当の経験及び識見を有する者の専任	2	通知（※）第6において示されている事項を踏まえた上での兼務は妨げられていない。 ※「医療法の一部改正（臨床研究中核病院）の施行等について」（平成27年3月31日医政発0331第69号：令和3年9月9日）	研究開発政策課	令和5年3月31日
73	医療法施行規則第22条の6第1項第6号	臨床研究中核病院における生物統計に関する相当の経験及び識見を有する者の専任	2	通知（※）第6において示されている事項を踏まえた上での兼務は妨げられていない。 ※「医療法の一部改正（臨床研究中核病院）の施行等について」（平成27年3月31日医政発0331第69号：令和3年9月9日）	研究開発政策課	令和5年3月31日
74	医療法施行規則第22条の6第1項第7号	臨床研究中核病院における薬事に関する審査に関する相当の経験及び識見を有する者の専任	2	通知（※）第6において示されている事項を踏まえた上での兼務は妨げられていない。 ※「医療法の一部改正（臨床研究中核病院）の施行等について」（平成27年3月31日医政発0331第69号：令和3年9月9日）	研究開発政策課	令和5年3月31日
75	再生医療等の安全性の確保等に関する法律第43条第1項	特定細胞加工物の加工施設における管理者の設置	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
76	柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正及び柔道整復師養成施設指導要領の一部改正について	柔道整復師学校養成施設における教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年12月28日
77	柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正及び柔道整復師養成施設指導要領の一部改正について（口）	柔道整復師学校養成施設における教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年12月28日
78	臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて4（2）	臨床検査技師養成所における教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年12月28日
79	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて3（1）	理学療法士作業療法士養成施設における教員の専任	2	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年12月28日
80	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて9（2）	理学療法士作業療法士養成施設における事務職員の専任	3	その分野の事務管理をする者として専任するが、別の分野等の事務職員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年12月28日
81	視能訓練士養成所指導ガイドラインについて3（3）	視能訓練士養成所における教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年12月28日
82	言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて第三の1	言語聴覚士養成所における教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年12月28日

83	言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて第三の3	言語聴覚士養成所における教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年12月28日
84	言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて第三の4	言語聴覚士養成所における教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年12月28日
85	はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドラインについて6（5）	はり師及びきゅう師養成施設における教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年12月28日
86	はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドラインについて6（8）	はり師及びきゅう師養成施設における教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年12月28日
87	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要領について6（5）	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設における教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年12月28日
88	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要領について6（8）	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設における教員の専任	3	その分野を教授する者として専任するが、別の養成所等の教員として、勤務することを妨げていない。	医事課	令和5年12月28日
89	医療法施行規則第9条の20の2第1項第2号	特定機能病院における院内感染対策を行う者の配置	2-4	通知（※）第1の6（3）イにおいて示されている事項を踏まえた上での兼務は妨げられない。 （※）「医療法の一部を改正する法律の一部施行について」（平成5年2月15日健政発第98号）	地域医療計画課	令和6年6月28日